**ワークぴあ府中個人加入に関する基準（抜粋）**

**Ⅰ．会員の種類**

◎正会員

1. 府中市内に事務所・店舗・工場等があり常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所(※１) に勤務する勤労者(※２)とその事

業主の方

1. 府中市内に居住し、府中市外の中小企業に勤務する方で勤務証明が得られる方
2. 勤務先の地区にある同様のサービスセンターに加入していないこと（複数のサービスセンターへ加入することはできません）

◎賛助会員

1. ワークぴあ府中の目的に賛同するために入会した府中市内の団体または、府中市に在勤・在住する勤労者(※２)
2. 府中市内の中小企業以外に勤務する方で会員になることに対し事業主の承認が得られる方

　　　（※１)福祉施設・ＮＰＯ・農業等に従事されている方々や府中市外に所在する支店、営業所および出張所等で勤務されている方々も

　　　　　　　含めて入会できます。

　　　（※２)勤労者には、正規従業員・パートタイマー・契約社員・嘱託職員・非常勤従業員・役員・家族従業員等の方々も含まれます。

**Ⅱ．入会手続き**

　　　　次の書類に必要事項を記入の上、入会金・会費を添えてワークぴあ府中事務局へ提出してください。

1. ワークぴあ府中入会申込書（個人会員） 1部
2. 預金口座振替依頼書 1部
3. 事業所の勤務証明書 1部（毎年4月になりましたら、公社より書類をご郵送させて頂きます。）

※勤務証明書は、4月1日以降に証明を受けたもののみ有効です。

　　　※会員資格は、入会時に納めるべき会費等の納入が完了した日から発生します。

**Ⅲ．変更の届出**

　　　　　次のいずれかに変更があった場合は、変更届をワークぴあ府中事務局窓口に速やかに提出してください。

* 1. 会員氏名・住所・電話番号・ＦＡＸ番号
  2. 勤務先の名称・所在地
  3. 会費引落し口座はワークぴあ府中事務局まで用紙をご依頼ください。
  4. その他

**Ⅳ．退会手続き**

　　1.希望退会

　　　　　個人会員は正会員・賛助会員を問わず、入会後１か年を経過しなければ退会することはできません（退会届を提出されても受理で

　　　　　きません）。　ただし、会員本人死亡の場合は、この限りではありません。

入会後、１年を経過したのちに、市外転出等及び会員の退職、死亡等の理由により退会するときは、｢ワークぴあ府中退会届｣と｢会

員証｣をワークぴあ府中事務局へ返却してください。また、会員本人死亡の場合は、共済金請求の提出をもって退会届が出されたも

のとみなします。

**㊟ワークぴあ府中事務局がワークぴあ府中退会届を受理した月の末日を退会日とさせていただきます。**

**｢ワークぴあ府中退会届｣を提出されていない場合は、会費納入の対象になりますのでご注意ください。**

　　2.強制退会

　　　　毎年4月にご依頼させて頂きます「勤務証明書」が６月末日までに提出されない場合は、６月末日をもって強制的に退会とします。

　　　　または、会費の滞納が６ヶ月を超えた場合は、滞納が６ヶ月を超える月の末日をもって強制的に退会とします。

　　3.会費の返還

　　　　退会月の翌月以降の会費は、退会月を越えて既に納入している場合は翌月以降分を会費引落口座に返還します。

　　　　ただし、入会後１年を経過していない場合は、入会後１年までの会費は返還いたしません。

　　4.会員資格の喪失

　　　　ワークぴあ府中事務局がワークぴあ府中退会届を受理した月の末日、または強制退会処理対象の月の月末とします。

　　　　ただし、会員死亡の場合は、退会届または給付請求書が提出された日とします。

**Ⅴ．入会金・会費**

　　1.入会金

　　　　入会時に１人３００円を納入していただきます。

　　2.会　費

　　　　　　　　　　①正会員 月額１人５００円を年度末までの月数分先払いで納入していただきます。

　 以後は１年分先払いで納入していただきます。

　　　　　　　　　　②賛助会員 月額１人７００円を年度末までの月数分先払いで納入していただきます。

　 以後は１年分先払いで納入していただきます。

　　3.会費の納入

　　　　　１年分の先払いを、口座振替申込書に記載の指定口座より自動振替とします。

　　　　　　毎年4月以降の、「勤務証明書（個人会員用）」の提出をもって、継続するものとみなし１年分を、４月２３日（金融機関休業の日は

　　　　　　翌営業日）に、自動振替いたします。

　　4.入会金・会費の使途

　　　　入会金及び会費は、ワークぴあ府中に要する経費及び当該事業の管理運営に要する経費に使用するものとし、その割合は以下の

　　　　通りとします。

1. 入会金は、入会手続きに係る事務経費及び会員証発行等の経費で、全額管理運営的費用として使用いたします。
2. 会費は、会費月額のうち１９０円分は共済事業掛金として相互扶助等事業に使用し、残りの会費は、その50%以上85%以内を

公益目的事業に、他は管理運営的経費に使用いたします。

**Ⅵ．共済金の支払停止**

　　　　会費の未納がある場合、または勤務証明書が未提出の場合に、共済金の支払いを停止するものとします。